

大阪府職員措置請求書

平成二十七年 月 日

大阪府監査委員 御中

大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課魅力推進グループに対する措置請求

第一 請求の要旨

百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議(事務局:大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課魅力推進グループ)が主催し、平成二十六年十一月二十四日に四天王寺大学大講堂(大阪府羽曳野市学園前三丁目二番一号)で開催された、「第四回百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進国際シンポジウム」、及びそれに付随して前々日(平成二十六年十一月二十二日)、前日(平成二十六年十一月二十三日)に開催された「国際専門家会議」に出席した、文化庁文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会委員たる岡田保良氏、和田晴吾氏、稲葉信子氏に対し「謝礼」として支出された、二〇五,〇〇〇円(岡田氏分七五,二〇〇円、和田氏分七五,二〇〇円、稲葉氏分五四,六〇〇円)について、大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課魅力推進グループ職員が連帯して大阪府に返還することを求めます。

第二 請求の理由

大阪府は、堺市・羽曳野市・藤井寺市とともに百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議(以下推進本部会議)を構成し、いわゆる「百舌鳥・古市古墳群」の国際連合教育科学文化機関(以下ユネスコ)世界文化遺産登録実現を目指す啓発・広報活動等を行ってきました。こうした活動の一環として、平成二十六年十一月二十四日に四天王寺大学大講堂において、「百舌鳥・古市古墳群の世界遺産としての価値」を主題とする「第四回百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進国際シンポジウム」が開催されました。ところが、このシンポジウムに基調講演者・パネルディスカッションパネリストとして登壇した岡田保良氏(国士舘大学イラク古代文化研究所所長)、講演者・パネルディスカッションパネリストとして登壇した和田晴吾氏(立命館大学特任教授)、パネルディスカッションパネリストとして登壇した稲葉信子氏(筑波大学大学院教授)の三氏は、いずれも文化庁文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会委員の公職にあり、日本政府がユネスコに推薦する国内の世界文化遺産登録候補を選定する公的権限を持っています。国内の各世界文化遺産登録候補地が一年に一件の日本政府によるユネスコへの推薦枠をめぐって競い合うなか、その選定に権限を持つ公職者を登壇者に起用し謝礼金を支出することは、いわば「受験生が志望大学の試験官を家庭教師に雇う」如きものであり、世界文化遺産登録候補選定過程に不明朗な手心の介在を生じさせる危険性を持つとともに、一般への広報・啓発を目的とするシンポジウムの開催趣旨を逸脱する不当な公金支出にあたります。よって、同シンポジウムの登壇者選任・謝礼金の支出を推進本部会議事務局として実行した、大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課魅力推進グループ職員が連帯して、三氏に支出された謝礼金二〇五,〇〇〇円(岡田氏分七五,二〇〇円、和田氏分七五,二〇〇円、稲葉氏分五四,六〇〇円)を大阪府に返還するよう、監査委員は知事に勧告することを求めます。

第三 請求者

(略)

第四 地方自治法第二四二条第一項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

第五 別紙事実証明書

証拠一番 第四回百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進国際シンポジウム広報チラシ

証拠二番 謝礼等明細